

# 転出される方で 住民基本台帳カードや マイナンバーカードを お持ちの方へ

## \* 転入時の注意事項（転入届の特例） \*

住民基本台帳カードや顔写真付きマイナンバーカードをお持ちの方が他の市町村へ転出される際は、転入届の特例という制度を利用いただきます。

住み始めてから14日以内に転入の手続きを行っていただきます。転出証明書は発行致しませんのでご注意ください。

（正当な理由がなく14日以内に転入届出をされない場合は、過料に処せられることがあります。）

☆転入の手続きには以下のものがが必要です

- ①住民基本台帳カードまたは  
顔写真付きマイナンバーカード
- ②印鑑（認め印）
- ③届出人のご本人確認できるもの  
（運転免許証・健康保険証等）

お問い合わせ

下野市役所 市民課住民記録グループ  
0285-32-8896

（表中の「カード」は「住民基本台帳カード」または「顔写真付きマイナンバーカード」を意味します）

転出届をしたときの異動年月日や転出（予定）地が変更になった場合	実際の転出先の市区町村にそのままカードを提出し、変更事項を申し出て転入の届け出をしてください。ただし、異動年月日に大きく変更がある場合など、そのままでは対応できない場合もあります。
転出が取りやめになった場合	印鑑、届出人のご本人確認できるものをお持ちのうえ、速やかに下野市役所市民課で転出取り消しの手続きをしてください。なお、郵送やお電話での転出取り消しはできません。
カードの所持者以外の方が転入手続をする場合	カードの提示は必須になりますので、届け出をする方がカードを預かっておく必要があります。
カードを新しい市区町村でも引き続きご利用になりたい場合 （カードの継続利用）	転入先の市区町村にお申し出ください。この際カードの4ケタの暗証番号を入力していただく必要があります。 転入届出の際にカードの所持者本人がいらっしゃらない場合は、あらかじめ暗証番号をご確認いただくか、転入届出日をした日から90日以内に、別途ご本人に窓口でカードの継続利用の手続きをしていただく必要があります。
カードの暗証番号を忘れてしまった場合	転入先の市区町村にてお申し出ください。暗証番号の初期化をすることになります。（カード所持者本人が手続きに来ていない場合でも転入は可能ですが、暗証番号の初期化及び継続利用手続きは後日となる場合があります。詳しくは転出先の市区町村へお問い合わせください）
公的個人認証（電子証明書）を取得されている場合	カードを継続利用手続きした場合でも、署名用電子証明書については住所等が変更されると失効となります。必要な場合は、転出先の市区町村にて新たに取得手続きを行ってください。

ご注意：以下の場合は、転出証明書の発行が必要になりますので、下野市役所市民課へお問い合わせください。

- ・転入までにカードを紛失した等、カードを提示できなくなった場合
- ・転入届出をしないまま転出予定日から30日を経過してしまった場合